

【訂正・追加情報】

『すっきりわかる 海外赴任・出張 外国人労働者雇用』（平成 31 年 3 月 1 日発行）において法改正等がありましたので、情報を追加いたします。

また、内容に、誤りがありましたので、お詫びして、訂正させていただきます。

税務研究会出版局
(2020.6)

【追加情報】

法改正等により、以下の情報が追加になります。

P187

●Q50

2020 年 1 月 6 日より、受け入れ機関の 카테고리 1, 2 の内容が以下のように変更になっています。

【図表 50- 1】受け入れ機関の区分（カテゴリ 1 ～カテゴリ 4）

カテゴリ 1	(1)日本の証券取引所に上場している企業 (2)保険業を営む相互会社 (3)日本又は外国の国・地方公共団体 (4)独立行政法人 (5)特殊法人・認可法人 (6)日本の国・地方公共団体の公益法人 (7)法人税法別表第 1 に掲げる公共法人 <u>在留資格「高度専門職」、「経営・管理」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転筋」については、以下の企業をカテゴリ 1 の対象に加える。</u> ・イノベーション創出企業 ・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業 ・えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業 (2020年 6 月施行) ・安全衛生優良企業 ・職業紹介優良事業者 ・製造請負優良適正事業者 ・優良派遣事業者 ・健康経営優良法人 ・地域未来牽引企業 ・空港管理規制に基づく第一類構内営業者または第二類構内営業者 ・内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者
カテゴリ 2	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人

P193

●Q52 2019年 4 月 1 日に在留資格「特定技能」ができました。よって、在

留資格は全部で29種類あります。

P230

●Q65

A65

4 社会保険上の被扶養者の範囲

外国人の扶養認定基準は、続柄や収入等日本人の場合と基本的に同様です。ただし、被扶養者が国内に居住して住民登録をしている、短期滞在等でない方であることが要件です。

一部の例外を除き、海外に居住している家族は原則として扶養に入れることはできません。

2020年4月1日以降は、被扶養者認定の際に、国内居住要件を満たしていることの確認が必要になります。つまり、海外に居住している扶養家族は、原則として健康保険の被保険者に該当しないこととなります。

ただし以下の者等については、国内居住要件の例外が認められています。

- ①外国に留学している学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③観光、保養、ボランティアなど一時的に海外に渡航する者
- ④被保険者が外国に赴任している間に、被保険者との身分関係が生じたもの

つまり、外国人社員だけでなく、日本人についても海外にいる扶養家族は上記の例外が認められない限り、被保険者認定されなくなる可能性がありますのでご注意ください。

(以降削除)

【訂正】

P17

【図表 1-1】

表下（*）部分以下の注書きを削除。

P221

（A61）

上から 4 行め

誤 なお、在留カードが……住民登録は必要になります。

↓

正 なお、在留資格が「短期滞在」の場合は、在留カードは交付されませんし、住民登録はできません。

POINT!

住民登録されればマイナンバーも付与される。 に変更

P266

（A83）

2 アルバイト時間の制限

資格外活動時間等の表記に誤りがありました。

正

2 アルバイト時間の制限

～28 時間以内、長期休暇中は 1 日 8 時間以内と制限されている

大学、専門学校、日本語学校等の留学生のアルバイト可能時間は、週 28 時間以内、長期休暇中は 1 日 8 時間以内と決められています。

【図表 83-2】資格外活動の可能時間

<u>在留資格</u>	<u>1 週間の資格外活動時間</u>	<u>教育機関の長期休業中のアルバイト時間</u>
<u>留学</u>	<u>28 時間以内／週</u>	<u>8 時間以内／日</u>

※なお、在留資格は留学生ではなく、「留学」という在留資格です。